1 現在の要領における課題

(1) 測定・分析方法の変更

現在の煙突周辺における大気中濃度測定では、クリソタイルを分析対象とした位相差顕微鏡法(平成元年12月27日環境庁告示第93号)にて測定することとしているが、現状を踏まえ、より精度の高い測定方法で行う必要がある。

(2) 室内測定結果が一定濃度以上となった際の対応

要領では「管理者の判断により必要に応じて濃度測定を行う。」としているが、高い濃度で石綿が検出された場合についても、どのように対応すべきか明記する必要がある。

(3) 指針に沿った分析機関への対応

国の指針では、十分な経験及び必要な能力を有する者がいる分析機関に分析させることが望ましいとされているが、登録業者のうち、どの業者が該当する分析機関かわかりづらい状況にある。

2 要領改定の概要

(1) 測定・分析方法の変更

アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)(平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課)に基づき、原則は位相差顕微鏡による総繊維数濃度測定に変更

(2) 室内測定結果が一定濃度以上となった際の対応

ア 位相差顕微鏡法による総繊維数濃度が1本/Lを超えた際、直ちに環境対策課に相談するよう明記 イ 1本/Lを超えた際、電子顕微鏡での再分析ができるようφ47mmのろ紙を用いたサンプリングが望まし いことを明記

(3) 指針に沿った分析機関への対応

公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業(石綿分析に係るクロスチェック事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者を、平成30年度~平成32年度の本市登録業者から「契約基本システム」にて検索できるよう対応

(4) その他

- ア 封じ込め処理をした煙突に係る損傷、劣化状態や改修の措置等を新たに追加
- イ アスベスト管理台帳に係る記載要領等の変更

3 今後のスケジュール

(1) 平成29年度調査

平成30年3月末ごろ 平成30年4月末まで 平成29年度調査結果に係る照会 平成29年度調査結果の回答期限

(2) 平成30年度調査

平成30年4月~平成31年3月 平成31年4月末まで 改定した要領に基づく平成30年度調査の実施 平成30年度調査結果の回答期限